

令和4年度第1回鏡川清流保全審議会 意見等整理表

議題2 鏡川清流保全区域指定検討業務検討状況報告（報告事項）

委員名	委員からの意見
奥村委員	<p>検討内容については、十分理解できるが、結論的には、これまでの方向性に対してネガティブな部分も大きいと感じる。今回の報告をもとに、今後、鏡川清流保全区域指定検討業務のなかで検討してきた課題について、他部署とも議論し、そのなかで鏡川清流保全の視点からは何が出来るのかをさらに考える必要があると思う。</p> <p>地域の活性化、担い手の育成、関係人口の創出といった問題は、高知市の農山村振興策の中で広く共通する重要な課題であり、鏡川清流保全計画が何をできるかという視点で見れば、景観形成区域の指定で目指した方向性は、簡単に他の条例・施策に任せれば良いということにはならないと思う。区域指定にこだわる必要はないと思うが、市全体の中で、例えば、里山保全のような鏡川とは別の環境施策、あるいはその他の地域振興策とどのように補完していくかと言う議論・検討は必要だと思う。今回検討された区域指定の問題ではないが、鏡川流域パートナーシップ推進のような取組は、地域振興の取組として有意義であり、今後も力を入れていただきたい。</p> <p>自然環境保全区域については、候補地は清流環境のシンボリックな場所であり、指定後の継続的な周知・広報による知名度の向上が、保全につながることを期待する。</p>
兼松委員	<p>1 流域保全区域に係る検討</p> <p>「盛土規制法」等の運用により、当初の狙いが一定達成できることはよくわかった。これらの規制がうまく運用されなければ、何もならない。うまく運用される（効果を発揮する）よう運用主体となる課との連携体制を明確にしてもらいたい。</p> <p>2 景観形成区域に係る検討</p> <p>鏡川のあるべき姿の到達点の一つとして「景観」に注目してきたと思う。景観自体は連続性があり、区域で囲むことはその連続性から言ってそぐわないとも考えられる。「景観」に関しては、「景観形成・維持」の行為・活動に着目して進め</p>

	<p>ることが良いと思う。</p> <p>3 自然環境保全区域に係る検討</p> <p>これまでのように保全活動を地域の自発的な活動に依存しては負の財産になりかねない。区域各々の保全目的，維持目標，維持手法等を明確にし，市民の関わり方を模索する必要があると考える。</p>
黒笹委員	<p>景観保護の手法で中山間の暮らしの維持ができる段階ではもはやないということがよくわかった。</p> <p>その土地に暮らす人たちのニーズに素早く応えることでしか維持はできない。唯一の可能性は関係人口の助けを借りて人材を確保することだが，これもひょっとしてもう手遅れかもしれない。</p> <p>鏡川流域パートナーシップだよりをこれほどの頻度で発信したことを評価したい。一縷の望みを感じた。</p> <p>乱開発を止める新兵器として，盛土規制法が棚ぼたでおりにてきたのは，幸いだと思う。この新兵器をどのように使い，運用して効果を上げるかが今後の課題である。</p>
關委員	<p>流域保全に関し，盛土規制法等の土地利用関係法が運用できる可能性ができたのは喜ばしい。今後，これをうまく活用できるよう工夫が必要だと思われる。</p> <p>景観形成区域について，残念だが，地元のことを考えれば，現状ではかなりの負担にもなり，致し方ないと思う。</p> <p>今は地元の意向を十分に配慮し，久礼野地区に関しても，範囲を広げ，まずは久礼野地区の指定を優先するのが良いのではないか。</p> <p>「鏡川流域パートナーシップ」は非常によい取組だと感心する。ただ，このような良い取組があまり耳に入らないのが残念である。また，活動が点ではなく線でつながっていく工夫ももう少し必要だと思う。</p>
池田委員	<p>1 資料1について</p> <p>本審議会が H31 年 3 月に提言した 3 区域については，総じて「最適な手法とは言えない。」との評価そのものは賛成である。</p> <p>もともと，我が国の法律と条例の関係性から，独自条例に基づく規制は困難であること，そして，補助制度等による誘導という行政手法にも「費用対効果」の課題があるということが前提である。この間の検討には，審議会のみならず，事務局業務としても多大な手間がかかっていることと思う。当初の区域指定の検討という政策構想が「大きすぎたのか？」</p>

という問いにつながり、批判点となることを恐れず、率直に独自の規制には限界があるばかりか、かえって、せつかくの法制度の執行の阻害となるということを明らかにしてほしい。そのことが、「他の法令」を預かる部署の「責任感」を醸成することにつながることを期待する。

また、今後の方向性として、法制度が的確に発動するように、市として「独自の仕組み」ができないか。その一例として、「法制度の執行者に提出する証拠としての測量、その費用の確保」や、その手前の「パトロール」が大切だと考える。

パトロールを公務員が公費で行うだけでなく、地域住民や関係人口にも依存する新しい構想を、ぜひ、事務局と委員で一緒になって考えていきたい。

また、七ツ淵や一宮の開発現場を事務局と委員が一緒に見に行ってはどうか。

## 2 景観と関係人口創出について

土佐山村・鏡村時代の旧役場周辺のかつての「原風景」は、畑地だった。奥地の植生も、薪炭林で、天然更新を短伐期で繰り返す広葉樹林だった。今の姿は、植えすぎた人工林が、成熟しすぎた状態であり、伐った後の更新にも課題がある。

森林組合が預かる林業は、一義的には、森林組合員=森林所有者に、いかに山林所得をもたらすかという経済活動だが、同時に、森林の取り扱いのプロとして環境配慮にも心遣いをしている。関係人口との交流の際に、抽象的な自然論、景観論ではなく、森林をどのように活用するかという視点でメニューを充実してもらいたい。具体的には、化石燃料を前提とする今の豊かな生活の裏返しとして、いざというときに薪炭で生活する知恵講座や炭焼き体験等が考えられる。

## 3 危険木の処理事業と公有林の購入検討について

資料3「条例に基づく区域指定による効果の検証」において、自然環境保全区域及び里山保全地区の例を挙げて検証されているが、条例で指定された保存樹木が経年した結果、迷惑物に転化していることや生じている課題についても資料にし、そのうえで、指定の効果、現状、今後の課題をまとめ、区域指定の評価をしてもらいたい。

しっかりした寺社仏閣は、財源があるが、氏神様の鎮守の森はどうなっているのか心配である。例えば、鏡小山地区の水室神社などは、苦勞してなんとか神祭をしている。周辺の森林は、今の山主の熱意で保全されているが、将来が心配である。

森林組合員間で意欲ある所有者に斡旋できるように、森林組合も努力し、林地供給事業の検討に着手する。

	<p>高知市も、里山保全条例や森林環境譲与税を活用した危険木の処理に対する補助制度や保全すべき森林の取得及びその制度づくりを検討してもらいたい。</p> <p>4 サマーレビューへの議題提出について</p> <p>こうした新しい事業には、行政計画の裏付けや財源が必要である。財源として、森林環境譲与税や、先進企業の協力金が活用できるのではないかな。</p> <p>今後、鏡川清流保全基本計画や上位の環境基本計画に「記述」して欲しい内容を考えていきたい。そのことも含めて、「森林環境譲与税の使途」について、サマーレビューで組織横断的に議論してもらいたい。危険木の処理補助の拡充及び公有林取得事業について、森林環境譲与税の活用を希望する。</p>
松本委員	<p>区域指定手法の限界や他制度の整備による代替可能性についての検討から、関係人口創出活動支援へのシフト強化の流れに関しては、客体の要望や有識者らの助言を反映させたものであり異論はない。その後の経過についても、多様な関係者が多様なイベントを進めることで、全体で見ればほぼ間断なく何らかのイベントが進行するなど、上手く滑り出せている。ただし、自発的な取り組みへの支援を軸にした展開においては、支援活動の偏りが発生する懸念が付きまとうものであるが、この事業においても地域の偏りが見られる。対象地域全体を俯瞰的に見ることができるのは高知市担当課であり、活動に参加しにくい地域での展開について今後の課題とする必要がある。</p> <p>また、企業版ふるさと納税の活用は重要な財源であり、強力な支援者を得る手段としても優秀ではあるが、全国の市町村で出資可能な企業の取り合いをしている状況である。高知県内に限れば大企業の支社が多く置かれている高知市の優位性は保たれるが、全国との競争の中では、企業の訴求効果を高める工夫が必要である。過密地域と過疎地域を併せ持つ高知市による「地域循環共生圏」は適切なスローガンであるが、単なるイベント多発場所ではなく過疎地域における生活維持もしくは過疎脱却の「実」につながっているところをどう見える化するかについて今後の課題とする必要がある。</p>
堀澤委員	<p>長期にわたり「鏡川清流保全」に関わり、これまでその時々で知恵と力を合わせて問題に対応してきたつもりでも、時代の流れとともにとるべき手法が変化することを感じている。</p> <p>今後さらに進行する担い手不足とそれに伴う中山間地の荒廃は大問題である。これに対し、鏡川流域関係人口創出は非常に頼もしい。</p>

	<p>清流保全のためには、清流を大切に思ってくれる人たち、関わってくれる人たちを増やすのが早道だと思う。もしかしたら、SNSによって、県外、国外にも興味を持ってくれる人が出てくるのではないかと思う。</p>
吉富委員	<p>1 流域保全区域について      今後、土地利用関係法令の適切な法令運用がなされているかを、鏡川清流保全基本計画を所管する立場から新エネルギー・環境政策課がチェックする体制づくりが必要だと思う。</p> <p>2 景観形成に係る役割分担について      高知市里山保全審議会のみなさまには、鏡川清流保全審議会での議論や検討の経緯と結果を伝えていただき、その役割を意識していただくことが必要だと思う。</p> <p>3 鏡川流域関係人口創出事業について      コロナ禍のハンデを乗り越え県内外の多くの方が関わられており、流域関係者の一人として御礼申し上げる。この活動をしてこに、広く一般の方を巻き込むムーブメントとなり、鏡川を環境軸とし上流域・中流域・下流域そして流域外も含めた人的交流が成長することを期待する。</p>
岩崎委員	<p>清流鏡川を後世に残していくため、県と四万十川流域で制定する「四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」など他の河川での取り組みを参考にしながら、今回検討した保全区域の指定等が、自然環境や社会環境の変化に応じて再検討できる余地を残すべきである。</p>